

🌙 まちなかウォーカブルとは

近年、まちなかの空間を「車中心」から「人中心」へと転換し、人が歩き、立ち寄り、交流し、ゆっくり過ごしたくなる場所にしていって取り組みが全国で進められています。

例えば、歩道や広場をゆったりとした空間にしたり、沿道にベンチや緑を設けたり、建物の1階部分をまちなかに開かれた空間にすることで、歩く楽しさや過ごしやすさを高めています。

こうした取り組みにより、人の交流やまちなかの回遊を促し、地域のにぎわいづくりにつながることが期待されています。

南国市でも、道路や公園などの公共空間の整備とあわせて、民間事業者や土地所有者の皆さんと連携し、官民一体となった人中心の空間づくりを進めています。

POINT

民間の皆さんが活用できる制度があります

○ まちなかウォーカブル推進事業

市が行う公共空間の整備とあわせて、民間事業者や土地所有者などが、一定の要件のもとで

- ・ 民有地を広場や通路などのオープンスペースにする
- ・ 建物の1階部分を、まちなかに開かれた空間にする

といった整備を行う場合、整備費の一部について補助制度を活用できる場合があります。

○ ウォーカブル推進税制

一定の要件を満たす場合、オープンスペース化した土地や、その上に設けた施設、建物の低層部などについて、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

※制度の利用には要件があります。詳しくは都市整備課までお問い合わせください。

■ 取組イメージ

建物の1階部分をガラス張りにするなど、沿道に開かれた空間に整備したイメージ



■ お問い合わせ / 都市整備課 都市計画係 ☎ 880-6582



～まちなかウォーカブル区域を設定しています～

南国市では現在、JR後免駅からシンボルロード、市立図書館ごめんちあ、後免町商店街（やなせたかしロード）を通り、ものづくりサポートセンター（海洋堂Space Factory なんこく）へとつながる中心市街地の整備を進めています。

このエリアを「まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）」に設定し、道路や広場などの公共空間の整備と、沿道の民間事業者や土地所有者の皆さんの取り組みを合わせながら、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進めています。

■ まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）は下図の赤色で示した範囲です。

